

申請にあたって

1. 申請者について

- ・土地所有者との関係が分かりにくい場合、戸籍謄本などを追加で提出していただくことがあります。

2. 住所について

- ・建替えの場合は、郵便物が確実に届くよう事前に転送手続を済ませてください。

3. 撤去延長について

- ・撤去する塀の長さ（10 cm未満を切り捨て、少数第一位まで）を記入してください。
- ・承認申請受付後、区担当者が現地で計測し、その結果を助成金の計算に使用します。

4. 工事施工業者について

- ・施工業者について特に指定はありません。
- ・区では施工業者の紹介はできないので「東京都建築士事務所協会江戸川支部」に相談してください。（電話番号 03-5875-5157）
- ・見積は1社だけでなく複数社取ることをお勧めします。

5. 添付書類について

【添付図面】

- ・建築基準法などの法令に従い設計してください。
 - ①ブロック塀の基礎はコンクリート基礎（基礎型枠ブロック可）とし、根入れを30 cm以上とすること。
 - ②壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。
 - ③ブロック塀の配筋は径9 mm以上とし、縦横80 cmピッチ以下を守ること。
- ・ブロック塀にアルミフェンスを設置する場合、フェンス等が強風などに対して安全な構造としてください。

【見積書】

- ・見積書のあて先は申請者となります。
- ・ブロック塀解体と基礎解体は分けて計上してください。
- ・ブロック塀の解体の単位は[m²]としてください。
- ・アルミフェンス等を設置する場合、製品名を明記してください。
- ・原則として、助成対象のブロック塀の撤去、新設の見積とし、対象外の工事と分けて提出してください。ただし、次頁のように詳細に積み上げたものについてはこの限りではありません。

名称	規格	単位	数量	単価	金額
①解体費					
ブロック塀解体		m ²			
基礎解体		m			
ブロック塀運搬・処分		m ³			
小計					
②施工費					
基礎砕石工		m ²			
鉄筋工		kg			
基礎型枠工		m ²			
基礎工	コンクリート	m			
コンクリートブロック積	3段積 重量ブロック	m			
メッシュフェンス設置	(製品名)	m			
小計					
合計					
諸経費					
消費税					
工事費					

【その他の資料】

- ・土地を売却する場合は助成対象外です。確認のため、家屋とともにブロック塀を撤去する場合、撤去後の建築計画図や駐車場計画図など土地利用計画が分かるものを添付してください。

6. 施工について

- ・フェンス等の設置位置について、道路線（区道については申請後、区で明示します）より宅地側に設置してください。
- ・私道の道路線については、申請者で示す必要があります。（不明な点は担当者が説明します）
- ・官民境界の是正工事を区で施工する必要がある場合、施工時期について相談させていただきます。

7. その他

- ・訂正するときは二重線を引き、その上部又は右側に正しく記入してください。
- ・二重線を引いた訂正箇所には申請者の印を押してください。

中央
江戸川区未~~印~~1-4-1

※ご不明な点は、担当部署までお問合せください。

◆担当部署

江戸川区土木部保全課事業調整係
電話 03-5662-1930